

医療 ADR あっせん・仲裁人候補者



氏 名 細 川 大 輔

事務所：細川大輔法律事務所

住 所：東京都台東区元浅草3-6-1 エクセレントタワー
3階

電 話：03-5806-3021

F A X：03-5806-3022

主 な 経 歴

- 1 生年月日 昭和49年10月27日
- 2 弁護士登録年月日 平成12年10月1日
- 3 医療事件（民事）取扱年数10年（平成23年6月現在）

医 療 機 関 側 ・ 患 者 側 の 別

医療機関側 ・ **患者側**

主 な 取 り 扱 い 分 野

医療事件（患者側）、その他一般民事・刑事事件

主 な 著 書

- 「医療事故の法律相談全訂版」（学陽書房）
「専門訴訟講座 医療訴訟」（民事法研究会）
（いずれも分担執筆）

仲 裁 人 の メ ッ セ ー ジ

不幸な結果が起きたとしても、必ずしも医師や医療機関を責められるわけではありません。しかし、いかなる場合でも、原因を究明し、患者や家族に対し十分な説明を尽くすことは医療機関の責任であると考えます。

医療ADRによる話し合いを通じて、真相を知りたいという患者さんやご家族の希望が実現し、医療との信頼回復につながることを願っています。